

住所 山梨県甲州市

氏名 雨宮国広 印

陳述書「正しいことを つらぬき生きぬけ」

1) 甲府地裁の体験

私は山梨県で大工を営む雨宮国広と申します。

甲府地裁で陳述しましたその内容は、お目を通していただいていることと存じますので割愛いたしません。ここでの陳述は、人生で初めて裁判というものを体験し認識した事実を述べ、聖なる法廷を侮辱する行為が二度と繰り返されないことを切に願うものです。

行動心理学では、何気ない仕草に隠れた本音が現れると言われていています。あろうことに、甲府地裁の裁判官のみなさんは、原告が真剣に陳述しているのに、にやけた顔をする。耳を傾げるべきところで、手元の分厚い資料をペラペラと何度もめくる。挙句の果てには、「裁判長があくびをする」といったことを平然としたのです。このような裁判官は、即刻退場させるべきです。なぜなら是か非かも判断できない人間に審理裁判など出来るわけがないからです。

さらに10回にも及ぶ38名の陳述に対して裁判長及び被告の意見が法廷の場で一度もなく、終いには全国の安保法制違憲訴訟の判決文をコピーペーストしたような判決文章でした。そこには、「我が国が他国からの武力行使の対象とされているものとは認められず、客観的に見て、原告らの生命・身体やその精神活動の自由や安全が、現に侵害され、あるいは侵害される具体的な恐れが生じていることは認めがたい。」とあり、納得のいくものではありませんでした。この二つのことに対し、裁判官ならびに被告のみなさんには、踏襲されないことを願ってやみません。なぜなら、このようないい加減な法廷態度をとった裁判官らの判決結果により、2015年9月19日から続く私の精神的自由や安全が侵害され続け、生命危機の恐怖も日に日に増大しながら現実の暮らしに襲いかかって来ているからです。

2) Jアラートからの恐怖

2017年8月に甲府地裁に提訴して3年半余りの間の、私の平和的生存権の侵害と精神的苦痛の原因となっている事実を述べます。まず、軍事費増大、敵基地攻撃兵器などを爆買いし、それに伴う兵器使用訓練のため米軍などとの共同演習も増大、自衛隊が軍隊化

し他国同士の戦争に巻き込まれる危険性は確実に高まっていること。

さらに、私の町の防災無線からは、身の毛もよだつような放送が流れてくるのです。2018年の J アラートでは、「弾道ミサイル攻撃」という言葉を使った伝達されました。恐怖を感じた私は、その足で市役所に行き市長と話しました。市長は「今後、恐怖を与えるような放送は二度としない。」とその場で明言して下さりました。

ところが 2021 年 10 月 6 日こんな放送が流れて来たのです。「不審な武力攻撃などの発生に備え、全国瞬時警報システム J アラートを用いた全国一斉伝達訓練のため、本日 11 時頃に防災無線から試験放送が流れます。」と。裁判官のみなさん、被告のみなさん、どんなお気持ちですか？この様な行為を受けて恐怖を感じ苦痛となる私の精神を客観的に見て「具体的な恐れが生じている。」とは認めがたいでしょうか？この問いかけに対して、しっかりとお答えいただきたい。

戦争になって命を奪われてからでは、「死人に口なし耳なし。」となるからです。過去の歴史から学べば、早期に戦争の芽を摘み取る必要があります。それを可能にする力は司法にあります。まさに憲法が言っている「平和のうちに生存する権利を有することの確認。」なのです。裁判長の発する一言は、法治国家の最後の砦。その救世主の声は、全世界の人々を戦争という恐怖から救うことでしょう。たった一言で世界を変えてしまうほどの力を、どうか発揮して下さい。

3) 悪法も法なり でいいのか

今私は、全国の子供たちと石おのを使って丸木舟づくりをしています。来年 5 月からは全国 47 都道府県を巡りながら、沖縄の地で完成させる予定です。このプロジェクトの柱は、みんなの舟をつくることです。「みんなの舟」とは、人間だけでなく全ての生き物が乗船できる舟のことです。航海目的は、全ての生き物が楽しく仲良く面白く日々を暮らすことです。

ところが、現在地球船の中で、戦争している動物は人間だけなのです。例え舟が沖縄で完成しても、この事を永久に放棄しなければ舟に乗る資格がありません。私は、この事実を全国の子供たちと一緒に考えながら、乗船出来るための不断の努力をしていく覚悟でいます。「不断の努力なしに平和は存在しない。」ということをもっと子供たちに伝えたいと思います。

しかしながら、9 条を骨抜きにする憲法解釈でつくられてしまった安全保障関連法が存在する以上、法的には、正々堂々と戦争が出来、人を殺しても罪にはならない悪法が世界に蔓延る。これを変えなければ私たち人間は「みんなの舟」に永遠に乗船できないのです。

まずは、乗船出来る行動を大人である私達が示さなければなりません。子供たちはその姿に学び、再び次世代にその姿を伝えてくれることでしょう。なぜなら私たちは平和憲法を

先人達から受け継ぎ、それを次世代に渡そうと頑張っているからです。平和憲法は脈々と続く命のリレーと両輪なのです。

悪法がまかり通る世はまさに血みどろの世界です。一刻も早く安全保障関連法を憲法違反だと判決し、善に満ちた地球船をつくりあげましょう。

4) 若者へのプレゼント

そもそこの地球船内に敵はいません。みんな仲間です。しかし皮肉なことに、私の身近に暮らす若者が自衛隊員となります。人々の命を守ろうとする彼の志を私は応援します。花向けの言葉は、ひとつ「どんな時も人間らしいやさしい心を忘れるな！」ふたつ「正しいことをつらぬき生きぬけ！」と。

裁判官のみなさん、被告のみなさん、原告のみなさん、あなたなら彼にどんな言葉を贈りますか？裁判長、ぜひとも彼に正しい平和憲法を贈ってあげてください。心からのお願いです。ありがとうございました。

2021年10月15日

東京高等裁判所御中

住所：山梨県甲府市

氏名：田中 鉄夫

陳述書 子・孫の世代に戦争の火種をなくしたい

私は1943年12月25日の夜、平塚市の産院で火の気のない暗闇の中、鉗子分娩で鉗子が右目に入った状態で産まれました。灯火管制下、電気も火鉢もない中での出産に母は寒くて震えが止まらなかったそうです。

私が難産の様子を母から聞いたのは、疎開先の山口県で小学生になった頃でした。学校の身体検査で右目の視力ゼロが公式の記録に書かれた時、子供なりにショックが大きくて理由を母に聞きました。母は、火の気のない寒い部屋の暗がりの中での出産だったこと、寒さと不安に震えるなかで道具を使って産むしかなく、鉗子が右目に入ってしまい失明させてしまったことを涙ながらに詫びて話してくれました。その姿は私には小さく見えました。私は母の責任を問うような気持ちを持ったことを申し訳なく思い何も言えず、聞いたことを後悔しました。出生にまつわる会話は、それ以降母が死ぬまで一度もありませんでした。

20代前半の頃、私は自分の出生地を見たくて平塚市を訪ねました。産まれた医院を探し医院の前を行ったり来たりしました。私の右目を奪ったのは母でもなく、医院の責任でもなく戦時下の不幸な出来事ではないということを自身で納得したかったからです。暗がりのお産の責任が医師にあったとしても当時の平塚市の状況から見れば、それを責めることはできないと感じました。戦争さえなかったら私の悩み苦しみもなかったかも知れないと思ったものです。

平塚市は海軍の火薬庫があり、B29の進入路でした。毎日毎夜の空襲警報、灯火管制で市民生活は極度に脅かされていました。生後間もなくの1945年7月16日深夜から17日未明に大空襲を受け、8割にあたる8000戸家屋焼失と343人の犠牲者が出たという大きな被害を受けました。

私は独眼の不便さと子供時代に受けたいじめ等により、若干性格の歪んだ子どもでした。長ずるにしたがい戦争の犠牲は全ての人に心身共に深い傷を残すものということを知り、戦争は絶対にしては駄目と考える大人に成長しました。

戦争にまつわるもう一つの出来事は、叔母が治安維持法により、検挙・投獄されて1935年5月、24歳10ヶ月の若さで亡くなったことです。1年半の間囚われて出所して20日後には死亡したそうです。拷問に命をすり減らしたと思います。叔母は中国への侵略に反対し平和な日本を願い真っ直ぐに生きてきたのだと思います。獄中から姉に宛てたチリ紙に書いた手紙には「お姉さん心配しないで下さい。私は悪

いことをして囚われたのではありません…」と家族を励ましていたそうです。治安維持法犠牲者は、送検者 68274 人、特高警察の拷問で虐殺された者 93 人、刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者 400 人余との民間団体の調査報告があります。しかし国は犠牲者に謝罪も補償もしてはいません。

以上二つの私をとりまく出来事は、国の戦争政策がなければ起きなかったことです。逆に現在、国は特定秘密保護法を成立させ、戦争法と云われる安保法の閣議決定、共謀罪法の強行成立、9 条に自衛隊を明記する自民党の憲法草案など、戦争する国を作ろうとしています。共謀罪で逮捕するために、証拠固めのプライバシー無視の盗聴で事前検挙が可能な警察国家が合法的に作られることになります。戦争に反対する団体と個人の手足をしばり、言論の自由が奪われていきます。某国を仮想敵にした日米韓の合同軍事演習や、大阪・福井をはじめ全国各地で行われ準備されている防災＝有事訓練は有事訓練の性格が強くなれば相手に出す戦争準備へのメッセージも大きくなり、私は強い恐怖を感じます。安倍元総理が「挙国一致で国難突破」を訴え、可愛い孫の世代が廊下で頭を抱えて 10 分もひれ伏す訓練をさせる姿は、戦前回帰を髣髴とさせ、心臓がどきどきし、寿命が縮まる思いです。

私は二度と叔母のような犠牲をつくってはいけないと思います。三つの悪法を廃止させなければ戦前への逆戻りです。子や孫の世代に再び戦争の悲劇を繰り返さないことを強く願っています。

裁判長様、私は一市民の心配が杞憂になる判決を望みます。是非、安保関連法律の

廃止の願いをお聞き届け下さい。

2021年10月27日

東京高等裁判所御中

山梨県北杜市武川町

長澤郁子

私は1946年12月東京生まれの戦後世代です。父親は日立航空機の研究所で戦闘機のエンジンを研究開発する技術者でした。一時期エンジンの性能が世界で高く評価されたことに誇りを持って仕事をしていましたが、終戦と同時に戦争協力者としての追及が始まり、我が家は苦勞した時代を過ごしました。ところが朝鮮戦争が始まると、特需の波に乗って「研究所に戻ってきてほしい。」という再三の誘いが来るようになりました。父は断るのに苦勞していました。父は自分たちが作った戦闘機で多くの若者の命を犠牲にしたことへの深い反省から教育の大切さを改めて感じていたのです。戦時中、学校に行けなかった青年たちに数学や化学、物理など自分の専門分野で教えられるすべてのことを彼らに提供しようと考えたのです。

焼け残った兵舎を借りて同じ思いの仲間を誘って始めたのですが、年齢は15才から20歳まで、昼間働いて夜、通ってくる夜間高校のようなものだったと母が言っていました。収入は少なく家財や母の着物がなくなっていく毎日で、狭いわが家に家出してきた生徒を何日も泊めていたことや、農家の青年がダイコンや白菜、卵などを届けてくれたことを覚えています。

一方戦争を起こした当の戦犯たちは免罪され朝鮮戦争を契機に次々と国政の場に出てくる姿は父にとっては、許し難いことだったので、「教え子をふたたび戦場に送らない。」のスローガンのもと安保反対の国会行動にも参加する父の姿を見て私は教師になりました。

しかし第1次安倍内閣の教育改革から現場は急速に変質させられていきました。日の丸への敬礼、君が代のチェック、教育現場は戦前のような空気が漂い始めてきたのです。私の教え子の中には経済的な理由や、災害救助で活躍する姿を見て自衛隊員になった子もいます。安保法制が強行採決されて、平成28年1月に南スーダンに自衛隊が派遣される時、あの華々しい出発式の様子は、戦前の戦地に息子や夫を送り出す別れのシーンと重なって見えました。あの中に教え子のA君がいるのではないかと、彼の顔が浮かびました。ニュースで現地の生々しい様子が伝えられるたびに自衛隊員たちは日々どんな恐怖と闘っていたのかを思いA君と重なって眠れない日が続きました。憲法9条を掲げる日本でこんなことが許されていいのかと怒りと不安で心の休まる日がありませんでした。安保法制はアメリカ（同盟国）が起こした戦争に日本が同盟国として協力して闘うことを世界に宣言したものです。それは、日本が敵国として攻撃の対象になったということです。南スーダンに限らず、いつ敵国（北朝鮮）から日本本土にミサイルが飛んできてもおかしくない状況を安保法制は作りだしたのです。

ある朝、突然、今までに、聞いたこともない警報 j アラートが鳴らされ、学校で

は机の下に隠れる訓練が行われました。まるで戦前のような光景が今現実に起きているのです。この条約以前は、北朝鮮の攻撃目標は日本にあるアメリカの軍事基地だけだったのが、安保法制の集団的自衛権行使に触れて日本全体を攻撃すると明言しているのです。このことは日本政府も国会で認めている事実です。これまでの自衛隊の海外での武力行使は許されないという憲法 9 条の解釈を変更し安保関連法を数の力で押し通した暴挙を認めることは出来ません。教育の現場では力によって問題の解決を図ることは決して出来ないという大原則があります。武力に頼らない平和憲法を持つ国にしかできない中村哲医師のように世界平和のための貢献を探るべきです。私もお祖母ちゃんと呼ばれる年になりました。命を生み出す母親は命を奪う戦争を決して認めることは出来ません。安保法制は憲法 9 条を持つ日本にあってはならないものです。私は 1000 人を超える教え子たちに日本の憲法は司法によって常に守られていると教えてきました。裁判所は憲法の番人です。安保法制が憲法違反であることを東京高裁が明確にしてくださることを心から期待しています。

2021 年 11 月 4

日

東京高等裁判所御中

山梨県北杜市高根町

金野奉晴

陳述書

1. 憲法 9 条の確認と立法府による違憲行為の可視化

日本国憲法 第 2 章 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

私はこの条文を読む度に、その清く正しく美しい文章に感動を覚え、この 9 条を戴く日本という国に生まれたことを誇りに思い、この日本国憲法を蔑ろにする違憲行為を主権者として見逃すまい、許すまいと考え、身の引き締まる思いが致します。

更に、この条文を読むにつけ 2015 年 9 月 19 日に国会に於いて可決成立した安

保法制が 明確に憲法 9 条に違反していることが可視化される為にも、国民全員がこの条文を日々朗唱 する必要があると痛感する次第です。

II. 甲府地裁に於ける裁判の検証

2021 年 3 月 30 日に甲府地裁に於いて判決言渡が鈴木順子裁判長によって行われましたが、その内容については極めて危機管理及び危機予防理念上不当にして非常識な内容に終始しており、私たち原告は到底受け入れがたい判決と認識し上告に及びました。

以下要点について鈴木順子裁判長他 2 名の主張と誤りについて検証させていただきます。 甲府地裁に於ける判決文を東京高裁に於かれましても既に読了されているものと思いますが、判決文の事実及び理由と称する全 26 ページにわたる書面の内、19 ページから 25 ページに甲府地裁の判断が示されています。 その内容は以下の 5 項目についての論考です。

1. 裁判の枠組み
2. 平和的生存権について
3. 人格権について
4. 憲法改正・決定権について

5. 憲法判断の必要性について

上記 5 項目についての甲府地裁の主張を以下に検証する。

1. 裁判の枠組み

原告の主張は人間として持つ知能を駆使した極めて具体的で日本国憲法の高い精神性、知性を拠り所とした主張であるにも拘わらず、甲府地裁は権力に忖度し、私たち原告の具体的な主張を特に事例を挙げることもなく抽象的であると切り捨て、更に裁判所には政府や国会が行った違憲、違法について判断する権限を有しないと逃げ口上を述べる有様。

2. 平和的生存権について

憲法前文とは、国民主権、代表民主制、基本的人権の尊重、平和主義に基づく平和的生存権の確認、国際協調主義、といった憲法全体のエッセンスを凝縮し、これらの理念を発信する意義と役割が明文化されたもので、この前文と各章各条の条文は一体不可分の関係となって主権者国民を権力の暴走から護り、各種権利の保障を行い、尚かつ法的利益までも積極的に保障しようとするものであることは憲法の本質的役割から判断しても容易に理解できる事であるが、甲府地裁は不条理にも前述のように理解することは困難であると断言する有様。

その他の 21 ページ～22 ページに記載された原告側の主張を退ける趣旨の文章は、法の番人にあるまじき文章で、単に原告の主張を退ける為にのみ拘泥した不条理な文章であり、私たちが原告を説得する具体性のない、抽象的な言い回しに終始した駄文であると断じざるを得ない。権力に忖度し、権力の要望に応えようとして焦っているとすら感得される。

3. 人格権について

「本件各行為は内閣による閣議決定や、国会による法律の可決・施行という立法行為であり、それら自体によって原告らの生命、身体を直接に侵害するものとは言い難い。また、原告らは、本件各行為によって、我が国が戦争に巻き込まれる危険性が高まり、それに伴って原告らの生命、精神活動に関する人格権が侵害されていると主張するようであるが、本件全証拠に照らしても、当審における口頭弁論終結時において、我が国が他国からの武力行使の対象とされているものとは認められず、客観的に見て、原告らの生命、身体や精神活動の自由や安全が、現に侵害され、あるいは侵害される具体的なおそれが生じているとは認め難い。」と判決文にあります。が甲府地裁の裁判官に於かれては、次に示す事実を知らずに判決文を書いたこととなります。

以下、参議院議員・小西洋之氏による論文の一部抜粋です。

【まず、北朝鮮の意思については、「一方、日本反動らは今、(略)、米空軍との合同訓練、米原子力空母打撃団との連合訓練に血眼になったのにも飽きたらず、(略)日本が強力かつ持続的な米日同盟がもはや日本防御を超えて地域安保のための役割をしている、と公然と騒いでいるのは、そのような凶悪な心の表れである。(略)今のよう日本がわが方の拳の近くで不届きに振る舞っているなら、ひとたび有事となった際には、米国よりも先に日本列島が丸ごと焦土化されかねないということを知るべきである。】(2017年6月8日朝鮮平和擁護全国民族委員会スポークスマン声明)

【「今日も、有事の際、朝鮮戦争に投入される米帝侵略軍の基本武力を駐屯させ、合同軍事演習に参加していること自体が、わが民族に対する耐え難い挑戦であり、千秋にわたって許すことのできない特大型犯罪行為となる。(略)日本が米国をバックにし、再侵略の準備に最後の拍車を掛けているのが明らかになった以上、我が方もやむを得ずそれに合致する強硬な自衛的措置を行使する権利がある】(2017年10月23日朝鮮アジア太平洋平和委 スポークスマン談話) 等々の一連の意志表明から、北朝鮮は我が国について、米国との軍事的に一体となって武力を持って北朝鮮に立ち向かう国と意識しており、そしてそれは上記の日本政府の「軍事的プレッシャー」等の目的・姿勢と齟齬はないのであるから、米国が北朝鮮に武力行使をした際には、北朝鮮に於いては日本に対して武力攻撃を行う意思はあったものと

解される。以上抜粋終わり

上記の通り、安保法制の施行に伴う集団的自衛権の行使容認が、米軍と自衛隊の一体的な軍事演習の実行へと繋がり、日米合同演習が北朝鮮への軍事的プレッシャーとなって、北朝鮮による日本への攻撃を示唆する意思表示へと発展していったのである。甲府地裁の裁判官 3 名はこうした事実を見落とし、事実とは異なる状況判断の下、判決文を書いたことは明らかである。

4. 憲法改正・決定権について

この項目の(3)に甲府地裁における、政府及び国会が行った憲法違反の立法行為を容認するカラクリが隠されている。以下に判決文の抜粋を示す。

(3) しかし、憲法 96 条 1 項は、憲法改正の発議を国会が行い、国民投票が上記発議に係わる国民の承認について行われる旨を規定し、特定の問題に関する憲法改正の発議の有無自体につき、個々の国民に対し、直ちに具体的な権利又は法的利益を保障する趣旨とまでは解されず、あくまで上位の法規範として憲法が存することを前提に、法律の制定・改正として行われた平和安全法制関連 2 法に係わる本件各行為につき、憲法改正の上記承認手続きが行われなかったとしても、それをもって原告らの具体的な権利ないし法的利益が侵害されたとは認め難い。以上抜粋終わ

り

何という子供だましな判決文であることか。これが法の番人である裁判官が書いたとは到底 思えない。安保法制が憲法違反ではないという結論ありきで、その不条理な結論に向かって 暴走した末の強引な結論である。

そもそも「上位の法規範として憲法が存することを前提に」と憲法を尊重するジェスチャーを見せておいて、その後いきなり憲法を蔑ろにした行為であるところの「憲法改正の上記承認手続きが行われなかったとしても」という不条理な仮説を臆面もなく立てて政府及び国会の違憲立法行為を容認し擁護するという神聖な法廷という場所を汚す行為が白昼堂々で行われることへの、主権者国民としての怒りを禁じ得ない。このような国民の福祉に貢献しない、公僕としての裁判官の存在を許してはならないと強く 思うものである。

5. 違憲判断の必要性について

甲府地裁における公僕としてあるまじき、主権者国民を不幸に陥れようとする判決の総仕上げがこの項目である。終始一貫して不条理で高圧的で、私が絶対正しい、あなた方原告 は間違っているという姿勢で最初から「請求理由の否定そして棄却」

という結論ありきの強引な裁判運営である。

そもそも、裁判官をはじめとする公務員は公僕として国民の福祉に貢献しなければならぬはずである。だからこそ公金からの報酬の支払いを認めている。それなのに前述の通り具体的な戦争の危機を、安保法制という法によって現実的に招き寄せているにも拘わらず、厚顔無恥にも、国民の福祉に最も大きな影響を及ぼす平和的生存権を蔑ろにすることに全力を挙げるような甲府地裁の裁判官に何が嬉しくて地位の安泰を認めなければならないのか、大きな疑問を感じざるを得ない。このような裁判運営が継続するのであれば、私たち主権者国民は立法府による立憲主義の破壊、司法府による立憲主義の破壊幫助という日本の将来を危うくする状況を是正するために起ち上がらなければならないと決意を新にする。

最後に、東京高裁の裁判官におかれましては、権力者への忖度ではなく、そして戦争主義への協力でもなく、日本国憲法を最大限に尊重する道を選択し公僕として国民の福祉を最優先に考慮する裁判運営を行って頂きますようお願いいたします。